

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西でござります。  
憲法についての考え方を議論する調査の議題でござりますので、憲法の根本のものについて各委員の皆様とともに共有をお願いする、こうした意見

をさせていただきたいと思います。

先般の憲法審査会でも申し上げましたけれども、先ほど山谷先生がおっしゃいました、平和主義、基本的人権、国民主権、憲法の基本原理は守るということでございますけれども、衆参の憲法審査会を通じて各政党各会派が、日本国憲法の平和主義、具体的に日本国憲法のどこに平和主義がどういう言葉で書かれていて、それをどのような理念、主義として考えているのか、各党各会派の見解が明らかにされたことは一度もございません。

しかし、議院内閣制の下で七十年間一貫して政府が積み上げた確立した解釈がございますけれども、憲法前文の平和主義は、憲法の九条ではなくて、憲法の前文に書かれてある三つの理念、全世界の国民が平和的生存権を有することを確認する、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないことを決意して、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定することを確認する、なぜ日本は九条において軍事に関することを徹底的に放棄し、徹底的に禁止をするのか、なぜ平和でなければいけないのか、その根幹の主義、理念は前文に書かれているというふうに言われております。

前回も幹事会での議論をお願いいたしましたけ

れども、自民党は、憲法の前文、憲法の平和主義を一体どのようにお考へいらっしゃるのでしょうか。全ての国民の平和的生存権を確認しているのに、なぜ石油目的で他国に軍隊を派遣して、他の軍人や市民を殺傷することが許されるのでしょうか。前文の平和主義は、小学校六年生、義務教育の教科書に載つております。なぜ前文の平和主義と集団的自衛権が矛盾しないのか。我が国に対する武力攻撃が発生していないのに、こちらから同盟国を助けるために武力を発動するのが集団的自衛権です。まさに、国会や内閣、国家権力が戦争を起こすのが集団的自衛権でございます。なぜ可能になるんでしょうか。こうした根本的な我々の憲法の平和主義を各党がどう考えるのか、

そうした議論をまずしなければいけないというふうに思います。

また、憲法がよつて立つ立憲主義の理念についても、各党においてどのようなお考へであるのか、それがございます。

先般も申し上げましたけれども、自民党は衆議院の会派の代表意見で、立憲主義とは、権力の分立により、権力を制限ではなくて、権力の分立により基本的人権などを保障する考え方というふうにおっしゃっております。ただ、これは近代立憲主義の定義と明確に異なります。また、先ほど山谷委員がおっしゃられました、国民の幸福を守る政府に国民が協力をすると、こうしたことでも立憲主義ではないかというふうにおっしゃられるわけでござりますけれども、かつての沖縄の地上戦のことを考えますと、日本国を守るために日本軍とともに、つまり政軍とともに住民が戦うことまで協力をされたわけございます。

あくまでも、国民の命、自由と権利を守るために、つまり政軍とともに住民が戦うことまで協力をされたわけございます。

また、憲法の制定過程についてもいろんな見解があることではございますけれども、先ほどの有村先生がおっしゃられましたバイデン副大統領の発言、私も大変遺憾に、残念に思います。であるならば、外交権を持つております安倍内閣がちゃんとこの発言を撤回をさせていただかなければいけないと思います。日本国憲法は、自由選挙によって選ばれた国会の議論において正当に成立をした憲法であり、生存権の規定、そして教育を受けける権利、男女の平等権の明文規定、アメリカ合衆国憲法をはるかに凌駕する今なお世界でも有数の人権法典であるというふうに考へているところでございます。

最後に、各委員の皆様から、日米協定について議論をすべきではないかという問題提起がござい

ました。風間委員、仁比委員、また石橋委員からもございました。私も賛成でございます。

なぜならば、日米協定は、これは、憲法九条に關し、かつて一九六〇年に日米安保条約とともに国会で制定された国際条約でございます。すなわち、国会法百二条の六が定める我が憲法審査会の任務、日本国憲法に密接に関連する基本法制、基本法制が日米協定そのものでございますので、今この日米協定が、例えばイタリアですと、先ほど

の小学校の例がございましたけれども、飛行機が飛ぶ場所をちゃんとイタリア政府が決めることができる、あるいは飛ぶに当たっての事前の届出を許可をすることもできる。日本の政府はそういうことは全くできませんので、まさに、日本国の主権、そして国民の人権、自由、そして恐怖や欠乏から免れるという平和主義の考え方、九条の運用そのものが損なわれている問題だと思いますので、私は、日米協定の在り方についてこの憲法審査会で議論をすること、平和主義、立憲主義、日米協定の在り方について議論することを会長にお計らいをお願いいたします。幹事会の議論をお願いいたします。

○小西洋之君 二度目の発言をありがとうございます。  
やはり、憲法審査会で議論する以上、その基本となる事項についての共通認識が必要であろうか

と思います。

先ほど北村先生は、安保法制を廃止すれば日米同盟が損なわれるというようなことをおっしゃいましたけれども、私は損なわれないと思います。なぜならば、日米安保三条という条文がございまして。六〇年の安保改定で入れられた条文でございまますけれども、一言で要するならば、これ、外務省のホームページの解説を読み上げますけれども、我が国の場合には、相互援助といつても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内に限られることを明確にするために、憲法上の規定に従うことを条件としている、というふうに解説されています。

すなわち、日米安保条約第二条という条文は、アメリカが各国の軍事同盟条約で全て入れている条文なんですが、安保条約三条だけ特別の作りがしてあります。それは、共同という言葉を排除し、集団的の能力という言葉を排除する、すなわち、集団的自衛権は、日米間では日本はアメリカのためにする必要、法的義務がないということを明文で免責するために入れてある条文でございます。これは、制定時の安保国会の議事録でも明確に示され、アメリカの上院承認の議事録でも示されているところでございます。

すなわち、安保法制というのは、この日米安保条約に反する、実は法律であり、法的にもこれは無効である。かつ、日本の主権国家、日本は憲法でできない集団的自衛権をアメリカのために行使できないだけではなくて、主権国家の国際取決めにおいてそれが免責されているわけございません。こうした基本的な事実が全く憲法審査会でこれまで議論されたことはございません。

まさに日本国憲法に密接に関連する基本法制であり、日本国憲法の問題そのものでございますので、先ほどの日米地位協定と併せて、この安保条約三条の問題、また六条で戦闘作戦行動に日本の基地を使用する前に事前の同意を求めるという政府統一見解があるんですけれども、これについて、安倍政権は、今、朝鮮危機をおおつております。

ますが、全くそれについての交渉すらしておりません。こうした事実関係も含めて憲法審査会で議論をすることをお願いをしたいと思います。

最後に一言。事実に基づいてやはり議論はしなければならないと思います。先ほどの西田議員の、あと中西委員の吉田茂総理の過去の発言、自衛権の発動の戦争と交戦権を九条は放棄しているというふうな発言をおっしゃいましたけれども、僅かその発言の四日後に個別の自衛権を排除したものではないという答弁を、明確化する答弁を行ない、その後何度も何度も、そうした意味で言ったのではないというふうに言つております。幹事会でそうした資料を出させていただきました。

それを出させていただいておりますので、やはり委員会でそれを皆で共有できるように、是非、会長のお取り計らいをお願いするとともに、最後、先般の民進党の見解表明で、臨時国会の召集権の違反、解散権の濫用、あるいは集団的自衛権の解釈変更が、昭和四十七年政府見解の中の基本的な論理を捏造した、法論理ですらない不正な手口であるという、こうした違憲問題について憲法審査会でしっかりと調査をする、このことについても会長にお詫びをお願いしたいと思います。

以上でございます。